

2024年3月15日

仕事と子育ての両立支援の拡充について

当社では、人材戦略の基本方針のひとつに「社員が働きがいを持ち、いきいきと活躍できる会社づくり」を掲げ、ライフプランに合わせた柔軟な働き方が選択できる環境整備を積極的に進めています。その一環として2024年4月以降、仕事と子育ての両立支援を拡充します。

具体的な取組みとして、育児を行うための短時間勤務や深夜勤務の免除の対象者を拡大します。また、ライフステージに合わせて就業エリアを限定する制度を新設します。さらに、不妊治療支援金を新設するとともに、出産祝金及び扶養手当を増額し、子育てを支援します。

1 育児を行うための短時間勤務及び深夜勤務免除の対象者を拡大します。

【開始日】2024年10月1日

対象者	【現行】	【見直し後】
短時間勤務 (1日6時間の勤務)	3才未満の子を養育する社員	小学校3年生までの子を養育する社員
深夜勤務免除	小学校3年生までの子又は特別支援学校等修了までの子を養育する社員	小学校6年生までの子又は特別支援学校等修了までの子を養育する社員

2 不妊治療支援金を新設します。

【開始日】2024年4月1日

【対象者】不妊治療を事由として自己都合休職を取得する社員

【支払額】月額40,000円

3 就業するエリアを選択できる就業エリア限定制度を新設します。

【開始日】2024年4月1日

<就業エリア限定制度>

- ✓ 育児や介護等のライフステージに合わせて就業するエリアが選択可能な制度
- ✓ エリアは福岡・佐賀エリア、長崎エリア、大分エリア、熊本エリア、鹿児島エリア、宮崎エリア、東京エリアから選択

4 出産祝金、扶養手当を増額します。

【開始日】2024年4月1日

・出産祝金

	【2024年3月以前】	【2024年4月以降】
第1子	1万円	30万円
第2子	1万円	40万円
第3子以降	1万円	50万円

・扶養手当

	【2024年3月以前】	【2024年4月以降】
24才未満の子	4,500円	10,000円
配偶者	15,000円	10,000円

5 付記事項

「3 就業エリア限定制度」、「4 出産祝金、扶養手当」については、2023年3月29日付のプレスリリース「新しい人材戦略の策定及び人事・賃金制度の改正について」にて発表済の内容です。

以上